

令和7年度第2回大府市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和7年12月17日（水） 午後2時00分～3時15分
場所	大府市役所2階204会議室
出席者	【委員】：渡辺哲雄、矢野和雄、大林優子、田中真弥、松葉まゆみ オブザーバー：伊藤聰 事務局：福祉部長 猪飼健祐、福祉まるごと相談室長 中本真、福祉まるごと相談室主査 杉浦英憲、福祉まるごと相談室主任 村上夏希、福祉まるごと相談室相談支援員 中島崇、高齢障がい支援課長 小島紳也、 社会福祉協議会総務課長 櫻木洋介、社会福祉協議会権利擁護係 熊野俊、 社会福祉協議会権利擁護係 杉田妃奈子
欠席者	山崎弘平、水野紗梨
傍聴者	0名

敬称略

1 あいさつ

2 議題

（1）大府市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】成年後見制度の法律改正に伴い、本人の同意がこれまで以上に重視されることから、中核機関による申立支援の進め方も変わっていくことが想定される。加えて、制度の必要性がなくなった際には利用を終了できるようになることから、制度利用終了後についても、中核機関または市としてどのような支援が必要かを考えていくことが重要である。

（2）令和7年度大府市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について

（3）令和7年度大府市成年後見センター重点施策について

（4）令和7年度法人後見（大府市成年後見制度利用促進委託）の実績について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】法人後見で受任している方について、施設入所か在宅かなど居住形態はどうか。

【事務局】11件中1件が入院、6件が施設入所、残り4件が在宅である。

【委員】施設入所者は、支援があまりないか。

【事務局】施設入所者からは施設生活への不満を聞くことが多く、在宅生活とは異なる施設ならではの不自由さがある。そのため、被後見人の希望があれば、それを尊重しながら支援方法を考えている。

【委員】市民後見人活動保険において、現金に関する対物賠償の補償額が他の補償項目と比べて少額となっている。市民後見人が取り扱うことのできる現金額につい

て、何らかの制限があるか。

【事務局】制限を設けていないが、市民後見人が10万円を超える現金を持ち運ぶことは想定していない。もしも臨時に高額な現金を届ける必要がある際は、口座振込や市民後見人が単独で持ち運ぶことがないように工夫する。

【委員】法人後見体制について、正規職員が2人になっているのはなぜか。

【事務局】24時間365日の対応が必要な業務であり、今後受任件数の増加が見込まれることから、安定的な体制を確保するため、嘱託職員を正規職員とすることとした。

【委員】受任者調整会議で受任先が法人後見になるのはどんなケースか。

【事務局】経済的に十分な報酬が見込めない方や対応が困難なケースについては、法人後見を受任先としている。

【委員】専門職を受任先とする場合には、求められる専門性の捉え方が重要となる。ケースによっては、専門職をスポット的に活用することで対応可能な場合も多い。

【委員】市民後見人フォローアップ講座において、今回受任をされた市民後見の方に体験談をお話いただく講座があるとよい。

3 その他

本審議会の委員の任期は2年で、現任期は来年3月末に終了する。来年度以降は、所属団体からの推薦により委員を選出することとなり、次回会議は令和8年5月を予定している。